

山形市立第三中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

本校では、生徒一人一人に、自他の生命の尊さと人間としての生き方を教え育む、「いのちの教育」をさらに推進すること、並びに学校教育目標である「自主自立の精神を培い創造的で心豊かなたくましい人間の育成」の具現化を目指して全ての教育活動を充実することでいじめの問題へ積極的に対応していく。

また、いじめはいつでも・どこでも・誰にでも起こり得る問題であること、さらに、どの生徒も被害者にも加害者にも成り得るものであることを認識し、生徒のかけがえのない生命を守るために、保護者、地域、山形市教育委員会との連携強化に努める。必要に応じて、児童相談所、医療機関、県教育委員会、警察等関係機関及びその他関係者との連携も進めることとする。このように、様々な立場の方々から協力をいただき地域社会全体でいじめの問題に対峙するとともに、教職員が一丸となって、いじめの問題の早期発見、早期対応、組織的・継続的対応に全力で取り組み、生徒の小さな変容や事象の変化をも見過ごさない丁寧な生徒指導を推進することで、いじめの未然防止、並びに解消を図るものとする。

2 いじめの定義

「いじめ」を、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する（※いじめ防止対策推進法総則より）。

具体的ないじめの態様

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - (3) 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - (5) 金品をたかられる
 - (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- (※文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)

3 いじめ防止のための取組

本校教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことを目的とする。さらに、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。また、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進する。

(1) 未然防止の取組

①集会活動（全校集会、学年集会、朝の会、帰りの会等）

- ・いじめの態様やその背景について具体的に考え、理解する場を設定することにより、心の通う望ましい人間関係の確立をめざす。

②学級活動

- ・互いの人格を尊重し合える望ましい集団づくりをめざした取組を推進する。

③校友会（生徒会）活動

- ・生徒自らがいじめの問題について主体的に考え、いじめを「しない・させない・見過ごさない」という意識の高揚を図る。
- ・社会参画活動を通して思いやりと奉仕並びに感謝の心を培い、いじめのない学校づくりを推進する。

④学校行事

- ・宿泊学習や学習旅行（修学旅行）、体育祭や文化祭等を通して協働する意義を学び、自らを律する心（自律）と他と協力する姿勢（共生）を育成する。

⑤道徳

- ・道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、「いじめは人間として決して許されない」という強い意志と道徳的実践力を育成する。

⑥各教科

- ・指導方法工夫改善に努め、わかりやすい授業づくりを推進する。
- ・生徒同士のかかわり方を工夫した授業の実践に努め、学び合う活動を通して、コミュニケーション力の伸長を図り、互いの存在を認め尊重し合う心を育成する。

⑦部活動

- ・異年齢の集団における一つの目標実現に向けた活動を通して、団結と自立の大切さを学び、互いを思いやる心と自己有用感を育成する。

⑧その他

- ・地域行事やスポーツイベント等への積極的参加、縦割り兄弟学級による異年齢交流等を通し、生徒の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの問題の未然防止に努める。

(2) いじめ防止対策委員会（いじめ防止等の対策のための組織）の設置

校内関係者：○校長、教頭、主幹教諭（生徒指導主事）、教務主任、学年主任、教育相談主任、養護教諭、教育相談員

校外関係者：P T A代表、スクールカウンセラー

※○印は委員長とする

※校外関係者は必要に応じて会議等に参加する

※緊急対応会議の構成員は、上記校内関係者に学級担任、該当学年担当者、その他関係者を加える

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
- ・いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報があった時には緊急対応会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。

(3) 家庭・地域との連携

- ・P T A関係の諸会議、家庭訪問等を通じて「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力体制を図る。
- ・学校、家庭、地域がいじめの問題（インターネットによるものを含む）について協議する機会を設け、地域と連携した対策を推進する。

4 早期発見の取組

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての関係者が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日頃からの生徒の見守りや信頼関係づくりに努め、生徒の小さな変容や事象の変化を見逃さないように心がけるとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知するよう努めていく。

(1) 生徒の小さな変容や事象の変化を見逃さないための対応

- ・年間2回、「いじめ発見調査アンケート（無記名式）」を実施し、早期発見・早期対応に結びつける。
- ・毎月1回実施する「いじめアンケート調査（記名式）」により、いじめの全体像の把握に努める。
- ・月1回、校内関係者によるいじめ防止対策委員会を実施し、全体の状況確認等の情報交換や対応策について検討する。

- ・随時、教育相談主任を中心に各学年担当者によるミニ委員会を開催し、情報交換や対応策について検討する。
- ・1年を5つの節に分け、各節ごとに「心の整理箱」を実施し、生徒の心の声を拾い上げて必要に応じて面談を実施する。
- ・日常の観察による声かけを実施することにより、個別の状況把握に努める。
- ・休み時間や放課後の雑談のなか等で生徒の様子に目を配る。
- ・教職員と生徒の間で日常やりとりしている学習ノートや生活ノート等を活用して交友関係や悩みの把握に努める。
- ・必要に応じて個人面談（二者面談）や家庭訪問の機会を活用する。

(2) 相談窓口などの組織体制の充実

- ・相談室の利用、電話相談窓口について広く周知に努める。
- ・教育相談員、スクールカウンセラーによる個別の面談を充実する。
- ・各種関係機関との連携を強化する。（山形市総合学習センター、県教育センター等）

(3) 家庭・地域との連携

- ・「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を各家庭に配付し、早期発見・早期対応に結びつける。
- ・学年、学級懇談会や家庭訪問、学校からの各種たよりを通して、本校のいじめ問題に対応する姿勢について理解と協力が得られるように努める。
- ・PTAを対象にした、いじめ問題を含む生徒指導に関して話し合う場や研修する機会を設定し、生徒の小さな変容や事象の変化に気付いたらすぐに学校へ連絡するように依頼する。その後、学校と家庭が緊密に連携・協力しながら対応に当たる。

5 いじめ対応の基本的な流れ（早期対応、組織的・継続的対応）

(1) 気になる情報のキャッチと素早い報告・相談

- ①生徒の気になる情報をキャッチした場合は、下記のルートで報告する。
情報のキャッチ→学年主任→生徒指導主事（主幹教諭）→教頭→校長
- ②情報伝達の微妙な食い違いを防ぐために次の内容について簡単な報告書を作成する。
・日時 ・場所 ・被害者 ・加害者 ・内容、状況等

(2) 緊急対応会議（1）の開催

- ①特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し情報の共有を図る。
- ②事実確認のための計画を立てる。
- ③事実確認の項目を確認する。

(3) 事実確認の実施（事実確認が確定するまで、緊急対応会議の中で何度も確認内容を集約する。）

- ①被害生徒に対して
- ②加害生徒に対して
- ③被害、加害生徒の保護者に対して
- ④周囲の生徒に対して

(4) 緊急対応会議（2）の開催

- ①指導方針を検討し決定するとともに、指導体制を確立する。
- ②いじめが長期化・複雑化した場合の関係機関との連携の必要性について検討する。

(5) いじめ解決への指導・支援と人間関係の回復

- ①被害生徒担当チーム
- ②加害生徒担当チーム
- ③被害、加害生徒の保護者との連携チーム
- ④周囲の生徒担当チーム

(6) 緊急対応会議（3）の開催

- ①継続指導、継続観察による経過状況について、情報の共有を図る。
- ②いじめのその後について、解決したと判断できるか検討する。

(7) 緊急対応会議（最終）の開催

- ①いじめが解決したと判断した場合は、いじめ再発防止・予防的取組へ移行する。
- ②いじめが解決していないと判断した場合は、緊急対応会議（2）へ戻り、再検討する。

6 インターネットによるいじめへの対応

インターネットの SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や携帯電話のメールを利用したいじめ等については、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者を対象にした情報モラル研修会を計画したり学年・学級懇談会等で情報を提供したりするなどして理解を求めていく。

7 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置と調査の実施

- ・いじめにより、重大事態が生じた疑いがあると認められる場合、下記の第三者による調査組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する。

＜重大事態と想定されるケース＞

- 生徒が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- その他

＜組織の構成＞

※村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。

※具体的な調査組織の構成員については、山形市教育委員会の指示により決定する。

(2) 重大事態の報告

- ・当該調査に係る重大事態の事実関係並びに、その他の必要な情報等について、山形市教育委員会を通じて山形市長へ報告する。

(3) 外部機関との連携

- ・重大事態に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ山形市教育委員会、山形警察署、児童相談所、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進める。

8 学校における点検・評価

(1) 学校評価を通して

- ・学校評価の目的を踏まえ、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、具体的な取組状況や達成状況を評価する。さらに、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

(2) 校内におけるいじめの防止等に対する PDCA サイクル

- ・いじめ防止対策委員会は、学校基本方針の策定や見直し、並びにいじめの問題への取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめ問題への対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取組について PDCA サイクルで検証を行う。

9 その他

本校いじめ防止基本方針は、必要があると認められたときには見直しについて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。